

契 第 40 号
技 管 第 61 号
経 管 第 472 号
平成 30 年 3 月 8 日

建設コンサルタント業務等委託業者 各位

財 政 部	契 約 課 長
工事・会計管理部	技術管理課長
企 業 局	経営管理課長

技術者単価改正に伴う特例措置について

このことについて、下記のとおり特例措置を講じることとしましたのでお知らせします。

記

1. 特例措置の取扱いについて

平成 30 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の決定に伴い、以下に定める建設コンサルタント業務等の受注者は、福井市土木設計業務等委託契約約款第 49 条の規定に基づく請負金額の変更の協議を請求することができることといたします。

- (1) 平成 30 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、平成 29 年 3 月から適用されている設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）を適用して予定価格を積算しているもの。

2. その他

本特例措置については、各発注課にお問合せ願います。